

京都市基本計画審議会第2回すこやか部会関係・要望資料一覧

子育て支援関係

- 平成21年12月6日付け京都新聞記事（別紙参照）にあった子どもを望まない人が増えていることについて、過去との比較ができるデータがあれば、資料を用意してほしい。
 - 理想の子どもの数と現実（P1）、男女共同参画社会に関する世論調査（P2）
- 認可・無認可保育所の事業所数とその利用状況
 - 認可保育所・認可外保育施設の施設数と利用状況（P4）
- 京都市の待機児童数
 - 待機児童については、次期京都市基本計画説明資料 政策分野＜子育て支援＞37頁を参照

保健医療関係

- 各年代別に使われている医療費
 - 京都市国民健康保険の各年代別の医療費（P5）
- 高額医療費の仕組みについて
 - 医療費の軽減（P6）
- 京都市の生活習慣病患者の実態（患者数、治療費等）
 - 京都市の生活習慣病患者の実態（患者数・医療費）（P8）
- 高齢者1人あたりの月額薬代、医療費、通院回数
 - 平成21年度 京都市国民健康保険の前期高齢者（65～74歳）の医療費等（P9）
- 「出産一時金」の増額に対して、出産費用も増額すると耳にしたが、その背景には、どのような状況があるのか具体的に知りたい。
 - 出産育児一時金の増額の理由（P10）

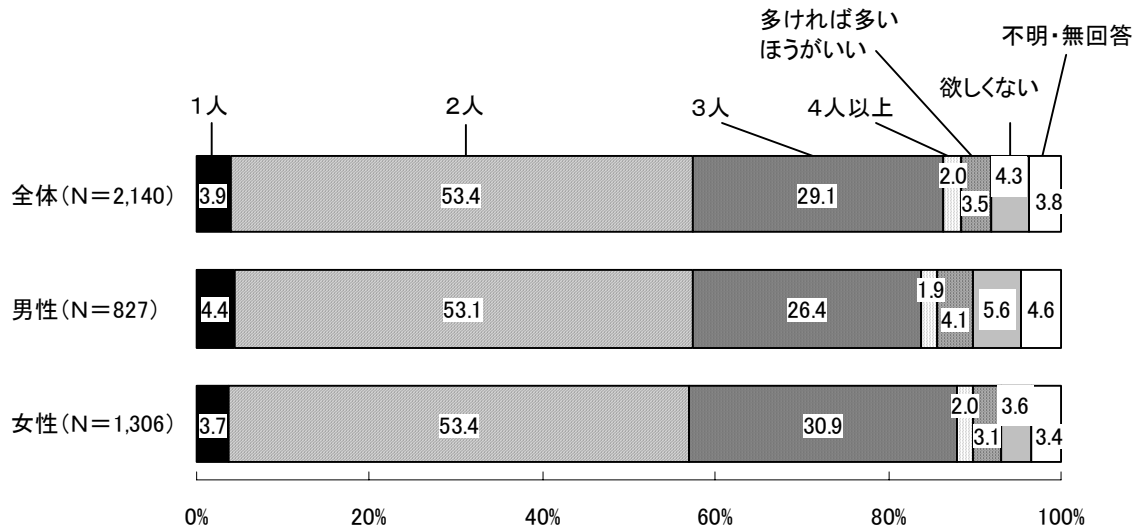
1 理想の子どもの数と現実

(結婚と出産に関する意識調査, 京都市, 平成 21 年 6 月)

(1) あなたが、できれば持ちたい「理想」の子どもの数は何人ですか。

「2人」が 53.4%と過半数を占め, 「3人」が 29.1%, 「多ければ多いほうがいい」が 3.5%ある一方, 「欲しくない」と回答した方は 4.3%となっている。

性別による大きな差はみられない。



(2) 現実にいらっしゃる子どもの数, もしくは持とうと予定されている子どもの数は理想と比べていかがですか。

理想と「2. 同じ」と回答した方が 42.9%と高くなっているが, 理想より「3. 少ない」と回答した方も 42.1%とほぼ同程度となっている。

性別による大きな差はみられない。

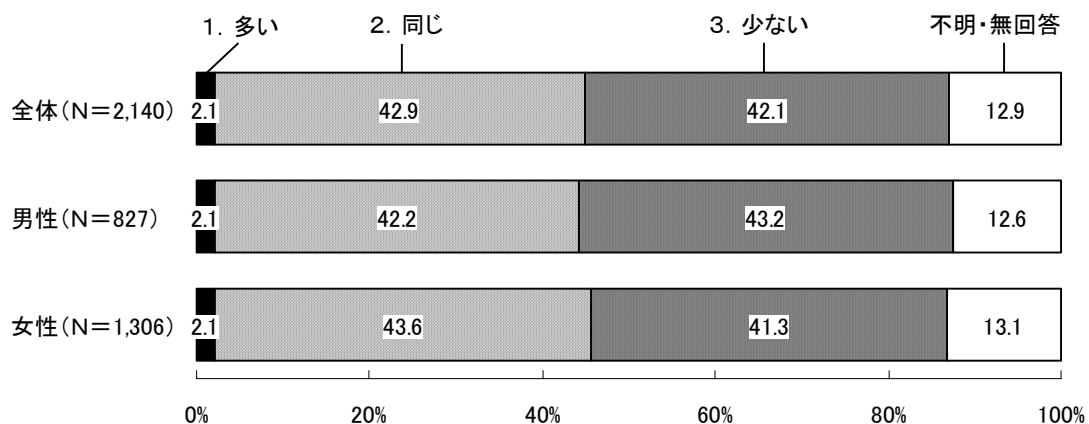
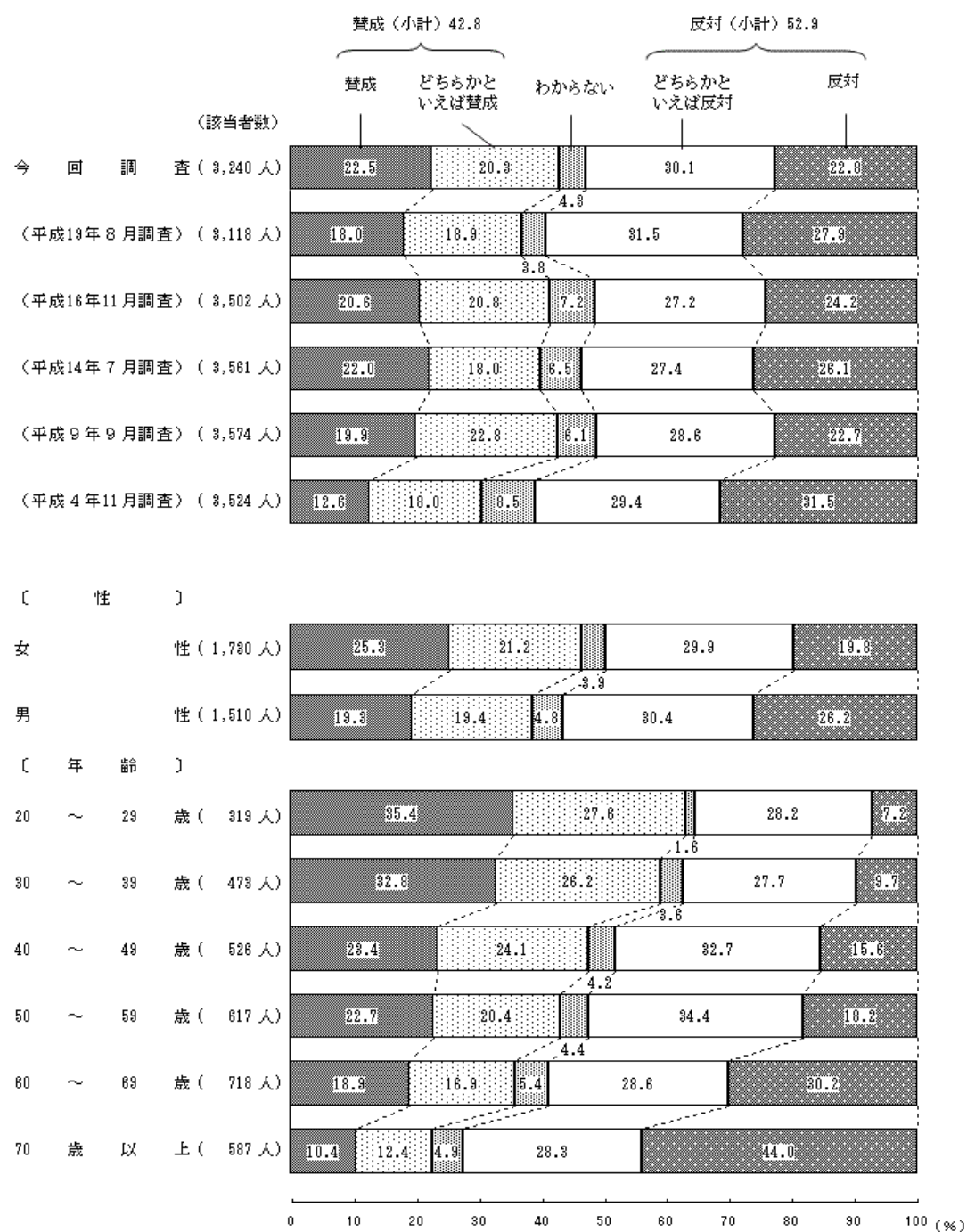


図16 「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」という考え方について



件名	分類	年月日	（京 都） 毎 日 サンケイ 日刊工業 朝 日 読 売 日 経 其 他
		21・12・6	

子ども「不要」過去最高42%

内閣府が5日付で発表した男女共同参画社会に関する世論調査で、「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないか」との質問に賛成と答えた人が「どちらかといえば賛成」を含めて、過去最高の42・8%に上った。2007年8月の前回調査と比べ6・0%増えた。賛成が最も多かったのは20代女性の68・2%以下、30代女性61・4%で、20代男性56・6%、30代男性56・3%の順。全体でも女性が46・5%と、男性の38・7%を大きく上回った。

1人の女性が産む子

内閣府調査 20、30代女性6割超

どもの数を示す合計特も「子育てや介護中で殊出生率は06年以降やあつても仕事を続けらや上向いているが、子れるような支援」が63どもを育てる環境に恵・3%と、7・6%増まれない人が依然多えた。

く、若い世代の意識変 出産を機に仕事を辞化も進む「少子化の時める必要はないとの考代」を反映した結果といえそう。

女性が職業を持つこ いない現状が浮き彫りとなつた形で、内閣府ができては「子どもは「意識に実態が追い業を続ける方がよい」ついていない点は残が前回より2・5%増 念。10年度に改定されの45・9%と過去最高る男女共同参画基本計を更新。2位の「子ども画に有効な施策を盛りもができたら職業をや込みたい」としている。

め、大きくなつたら再 結婚について「してび職業を持つ方がよもしなくてもいい」とい」は1・7%減の31した人は70・0%と、・3%だった。行政へ過去3番目の高さだった。

2 認可保育所・認可外保育施設の施設数と利用状況

	施設数	利用人数	備 考
認可保育所	255 箇所	25,911 人	(平成 21 年 4 月 1 日現在)
認可外保育施設	71 箇所	1,070 人	(平成 21 年 3 月 31 日現在)

※ 認可外保育施設は把握している施設についてのみの数値。

3 京都市国民健康保険の各年代別の医療費

	20年度	21年度
	一人当たり医療費 (円)	一人当たり医療費 (円)
40歳未満	8,738	8,444
40～64歳	24,728	24,110
65～74歳	40,437	39,965

※ 医療費は5月診療分のみから算出

※ 21年度は20年度よりも医療機関の稼働日数が1.5日少ない。

4 医療費の軽減

(1) 高額療養費

同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が世帯の限度額を超えた場合、その超えた分が後から支給される。限度額はそれぞれの世帯によって異なる。

自己負担限度額については、年齢や世帯の所得の状況によって以下のとおり区分されている。

ア 70 歳以上

区 分		自己負担限度額（世帯単位）	
		外来（個人単位）	
現役並み所得者世帯 （一定の場合は現役並み 所得者世帯以外の世帯の 限度額が適用される。）		月 44,400 円	月 80,100 円＋医療費の 267,000 円を超えた額の 1% （多数該当（※1）：月 44,400 円）
現役並み所得者世帯 以外の世帯		月 12,000 円	月 44,400 円
市民税非課税 世帯	Ⅱ（※2）	月 8,000 円	月 24,600 円
	Ⅰ（※3）		月 15,000 円

※1 多数該当とは、一つの世帯で過去 12 箇月以内に 3 回以上の支給実績があるときの 4 回目以降の限度額

※2 区分Ⅱとは、世帯主が市民税非課税で区分Ⅰ以外の世帯

※3 区分Ⅰとは、世帯主が市民税非課税で、全員の各所得額が 0 円の世帯

イ 70 歳未満

区 分	自 己 負 担 限 度 額	
	通常の限度額（3 割負担分・差額ベッド代、食事代等除く）	多数該当
上位所得世帯 ※	月 150,000 円＋医療費の 500,000 円を超えた額の 1%	83,400 円
上位所得世帯以外の 課税世帯	月 80,100 円＋医療費の 267,000 円を超えた額の 1%	44,400 円
市民税非課税世帯	月 35,400 円	24,600 円

※ 上位所得世帯とは、基礎控除後の総所得金額等が 600 万円（世帯全員の合計額）を超える世帯

(2) 高額医療・高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日まで）の自己負担額が高額となった場合、負担を軽減するために自己負担限度額を超えた額が医療保険、介護保険の自己負担額の比率に応じて支給される。

自己負担限度額については、年齢や世帯の所得の状況によって以下のとおり区分されている。

区 分		自己負担限度額	
		国保＋介護保険 70～74歳のみの世帯	国保＋介護保険 70歳未満を含む世帯
現役並み所得者世帯 上位所得世帯		67万円（89万円）	126万円（168万円）
上記以外の一般世帯		56万円（75万円）	67万円（89万円）
市民税非課税 世帯	Ⅱ※2	31万円（41万円）	34万円（45万円）
	Ⅰ※3	19万円（25万円）	

※1 （ ）内は平成20年4月～21年7月の自己負担限度額

※2 区分Ⅱとは、世帯主が市民税非課税で区分Ⅰ以外の世帯

※3 区分Ⅰとは、世帯主が市民税非課税で、全員の各所得額が0円の世帯

5 京都市の生活習慣病患者の実態（患者数・医療費）

京都市全体での生活習慣病患者数の統計はないため、対象者を限定し資料を作成

1 平成 18 年度基本健診の受診者の内、40～74 歳における生活習慣病患者の割合

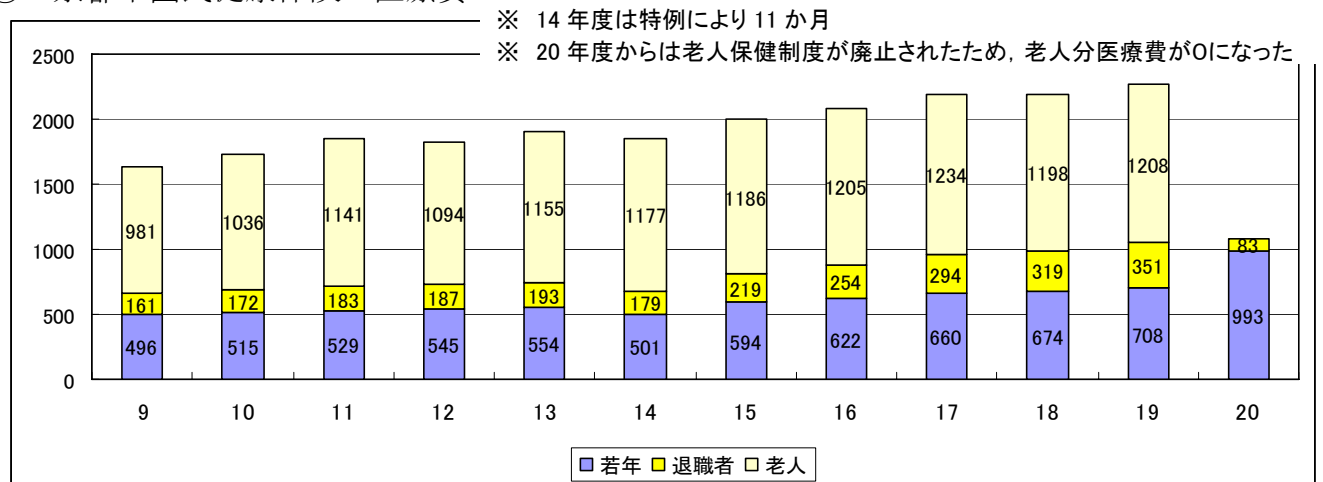
※ 基本健診とは、平成 19 年度まで市町村が住民対象に実施していたもの。
平成 20 年度からは廃止され、医療保険者による特定健診が開始された。

- ① 全受診者数 101,438 人(40 歳以上)
② 40～74 歳の受診者（男性 23,647 人，女性 43,791 人）に対する生活習慣病の割合（％）

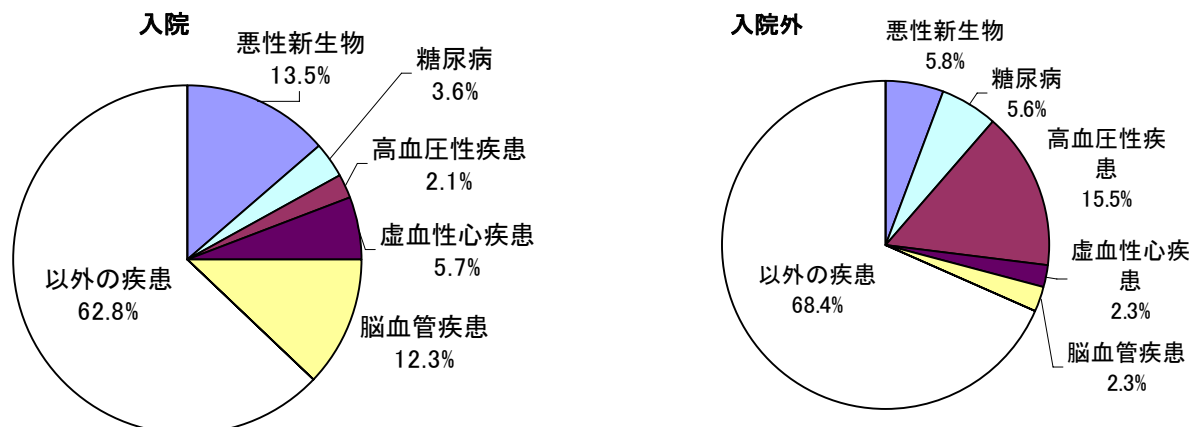
	性別	有病者	通院中
糖尿病	男性	13.3	6.0
	女性	6.2	2.5
高血圧症	男性	48.4	18.6
	女性	38.1	14.6
高脂血症	男性	26.7	3.8
	女性	35.1	7.0

2 京都市国民健康保険の医療費の推移と生活習慣病の受診割合

- ① 京都市国民健康保険の医療費の推移



- ② 疾病分類別受診状況（点数）（平成 18 年 5 月分）



6 平成21年度 京都市国民健康保険の前期高齢者（65～74歳）の医療費等

	医療費（円）	調剤医療費 （再掲）（円）	診療日数（日）
一人当たり月間	40,242	5,871	3.16

7 出産育児一時金の増額の理由

緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備するという観点から、出産育児一時金の支給額については、平成21年10月1日より原則38万円から4万円（※）引き上げ、原則42万円となっている。

なお、この引上げは、平成23年3月31日までの暫定措置であり、その後の出産育児一時金制度については、国において、妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担のあり方について検討を行い、検討結果に基づいて所要の措置を講じることとなっている。

※ 引上げ額が4万円となった理由

平成19年度の各都道府県の病院等の出産に要する費用の実勢価格は、日本産婦人科医会によると、約39万円であったことから、35万円から4万円引き上げることとなったものである。平成21年1月1日に施行された産科医療保障制度の掛金3万円分と合わせると、42万円への引上げになる。